

裁判例から考える薬剤師の疑義照会の意義ー2 医療チームとして薬剤師の一言の重み

○宮本 法子¹, 秋本 義雄², 喜来 望³, 鈴木 順子³, 鈴木 政雄⁴, 福島 紀子⁵, 海老澤 哲⁶(¹東京薬大薬,²東邦大薬,³北里大薬,⁴いわき明星大薬,⁵慶應大薬,⁶医学アカデミー)

【はじめに】処方せんを発行することなく、医師の口頭指示により行なわれる投薬は、重大な危険性を孕んでいる。薬剤に関する初歩的なミスは、薬剤師が関与することにより食い止めることができるのではないか、医療裁判を基に考察する。

【事件概要】蕁麻疹の治療に訪れた6歳の女兒に対して、医師は、看護師に対して塩化カルシウム注射液の静脈注射を指示した。看護師から、さらに指示を受けた准看護師は、塩化カルシウムと塩化カリウム液を混同し、女兒は急性心肺停止による低酸素脳症を発症して重い後遺症が残った。(京都地裁平成17年7月12日判決 平成14年(ワ)第1178号、同15年(ワ)第928号損害賠償請求事件)、判時1907号112頁)

【判決の概要】医師の過失として、「静脈注射等の行為を指示する場合、医師は、その注射すべき薬剤の種類、注射量、注射方法、速度等について、的確に指示する」ことが必要であり、注意義務違反の過失と後遺障害の因果関係を認めた。また准看護師については、指示された薬剤とは違う注射薬を原液のまま誤って投与した過失を認定し、後遺障害との因果関係を認めた。

【考察】現在では注射薬オーダリングシステムが稼働し、注射薬の払い出しは、薬剤師業務となっている病院も増えてきた。しかし、薬剤師が、注射薬の調剤を担当すれば問題が解決するということではなく、患者の安全確保のためには、医師、看護師、薬剤師等さまざまな専門職チームが関与していくシステムが必要である。この専門職チームとして薬剤師による注射剤処方せんの疑義照会の積極的関与は、他の医療者との連携を促進し、チーム医療の進展と医療過誤防止に貢献するものとする。